

札幌市からの軌道運送高度化実施計画変更認定申請に係る審議（1回目）

1. 日 時

令和元年9月24日（火） 10:30～11:25

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

鉄道局：信太都市鉄道政策課企画調整官 ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 富田、塚田

4. 議事概要

- 鉄道局が、札幌市からの軌道運送高度化実施計画変更認定申請について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 今回、上下分離制度の導入を軌道運送高度化実施計画に組み込んだ経緯
 - ② 上下分離制度の導入による効果等について、意見・質問があった。
- これに対し、鉄道局からは、
 - ① 札幌市によると、上下分離も含めどのように経営状況の改善を図るかという議論の中で、バリアフリー化等の施設整備が進んでいない段階で上下分離をするのではなく、札幌市による施設整備や車両の整備が進んだ段階で札幌市交通事業振興公社への上下分離の制度を導入することとしたということである。
 - ② 人件費の削減では2045年時点で累計10億円程度の抑制を見込んでおり、札幌市交通局が抱える負債額の減額にもつながる。等の回答を得た。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。